

# 「次世代育成対策推進法」に基づく みちのく村山農業協同組合 行動計画

すべての職員がその能力を十分に発揮できるように、仕事と子育てを両立し仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような「行動計画」を策定する。

## 1. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間

## 2. 内容

**目標 1** 女子職員の育児休業取得率 80%以上を目標とし、職場復帰に向けた環境づくりをする。育児休業期間中の代替要員確保や職務分担制での体制づくりを行う。

### 【対策】

平成 27 年 4 月～ 育児・介護休業法の給付金等、労働基準法に基づく産前、産後に関する諸制度の知識等を対象者となった職員に周知させる。

**目標 2** 有給休暇取得推進する。特に小中学校生以下の子供のいる家庭では、全職員について連続して休暇を取得させ、子供とふれあいの時間をつくれるようにする。

### 【対策】

平成 27 年 12 月 人事教育課で有給休暇の取得状況を確認、職員組合と調整し未取得職員には取得を促す。

**目標 3** ノー残業デーを実施するとともに、所定外労働時間の内容を検証し、働き方の見直しに資する多用な労働条件の整備をする。

### 【対策】

平成 27 年 11 月 11 月から 3 月まで毎週 2 日以上実施する。ノー残業デーのチラシを各職場の見える場所に貼る。

平成 28 年 3 月 所定外労働時間の内容検証と業務内容の見直し検討する。